

令和 7 年度環境測定結果

大田清掃工場第一工場

- 1 排ガス測定結果
- 2 排水測定結果
- 3 焼却灰等測定結果

令和 8 年 7 月

東京二十三区清掃一部事務組合



1 排ガス測定結果（1号炉）

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和7年			-			大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	5月20日	8月26, 27日	12月9日	-	-	-				
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/㎡N
硫黄酸化物	<1	<1	<1	-	-	-	82以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	24	23	30	-	-	-	84以下	-	70以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	-	-	-	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	1以下	-	mg/㎡N
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-	10以下	-	mg/㎡N
ばいじん中のクロム	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.25以下	-	mg/㎡N
全水銀	0.066	0.049	0.094	-	-	-	50以下	-	-	μ g/㎡N
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	-	-	10以下	-	ppm
塩素	-	<0.2	-	-	-	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	0.36	-	-	-	-	0.92以下	-	-	×10 ⁶ ㎡N/min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※3 悪臭防止法の基準値は臭気排出強度に適用されます。また、臭気排出強度の基準値は、測定ごとに異なります。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値は、規制基準値を濃度換算したものです。

1 排ガス測定結果(2号炉)

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和7年			-			大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	6月3日	10月1,2日	11月4日	-	-	-				
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/㎡N
硫黄酸化物	<1	<1	<1	-	-	-	82以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	28	34	37	-	-	-	84以下	-	70以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	-	-	-	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	1以下	-	mg/㎡N
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-	10以下	-	mg/㎡N
ばいじん中のクロム	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.25以下	-	mg/㎡N
全水銀	0.062	0.10	0.057	-	-	-	50以下	-	-	μg/㎡N
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	-	-	10以下	-	ppm
塩素	-	<0.2	-	-	-	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	0.36	-	-	-	-	0.92以下	-	-	×10 ⁶ ㎡N/min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※3 悪臭防止法の基準値は臭気排出強度に適用されます。また、臭気排出強度の基準値は、測定ごとに異なります。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値は、規制基準値を濃度換算したものです。

1 排ガス測定結果(3号炉)

調査機関：株式会社環境技術研究所

採取年月日 試験項目	煙突排ガス						基準値			単位
	令和7年			-			大防法 悪臭防止法	環境確保条例	自己規制値	
	4月15日	7月4,7日	12月24日	-	-	-				
ばいじん	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	0.08以下	0.08以下	0.02以下	g/㎥ <i>N</i>
硫黄酸化物	<1	<1	<1	-	-	-	82以下	-	20以下	ppm
窒素酸化物	31	30	39	-	-	-	84以下	-	70以下	ppm
塩化水素	<2	<2	<2	-	-	-	430以下	-	15以下	ppm
ばいじん中のカドミウム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	1以下	-	mg/㎥ <i>N</i>
ばいじん中の鉛	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-	10以下	-	mg/㎥ <i>N</i>
ばいじん中のクロム	-	<0.01	-	-	-	-	-	0.25以下	-	mg/㎥ <i>N</i>
全水銀	0.088	0.086	0.094	-	-	-	50以下	-	-	μg/㎥ <i>N</i>
ふっ素	<0.5	<0.5	<0.5	-	-	-	-	10以下	-	ppm
塩素	-	<0.2	-	-	-	-	-	9.5以下	-	ppm
臭気排出強度	-	0.34	-	-	-	-	0.92以下	-	-	×10 ⁶ ㎥ <i>N</i> /min

※1 表中の大防法は、大気汚染防止法のことです。環境確保条例は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のことです。

※2 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、全水銀及びふっ素は酸素濃度12%換算値です。

※3 悪臭防止法の基準値は臭気排出強度に適用されます。また、臭気排出強度の基準値は、測定ごとに異なります。

※4 硫黄酸化物の基準値（大防法）は、日総量規制基準値を濃度換算したものです。窒素酸化物の基準値（大防法）は、総量規制基準値を濃度換算したものです。

※5 ふっ素及び塩素の基準値は、規制基準値を濃度換算したものです。

2 排水測定結果 (1/2)

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

採取年月日 試験項目	放流水												基準値※	単位
	令和7年									令和8年				
	4月11日	5月9日	6月4日	7月4日	8月7日	9月3日	10月6日	11月7日	12月4日	1月7日	2月5日	3月2日		
水温	24.9	27.4	29.4	35.3	36.5	36.0	32.8	26.4	24.0	19.7	18.9	23.0	45未満	℃
水素イオン濃度	7.3	7.5	7.1	7.1	7.0	6.9	7.0	6.9	7.3	7.1	7.7	7.1	5を超え9未満	－
生物化学的酸素要求量	49	29	18	16	23	21	14	22	41	39	50	10	600未満	mg/L
浮遊物質質量	3	8	3	5	4	2	5	5	5	5	7	2	600未満	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	2	2	2	30以下	mg/L
フェノール類	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5以下	mg/L
銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	3以下	mg/L
亜鉛及びその化合物	0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	<0.01	2以下	mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)	<0.1	0.2	0.2	0.2	<0.1	0.2	<0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	10以下	mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10以下	mg/L
クロム及びその化合物	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	0.04	0.01	<0.01	0.02	0.03	0.03	2以下	mg/L
窒素含有量	7.6	8.4	6.8	7.3	8.6	11	8.8	8.5	7.1	7.4	8.9	9.6	120未満	mg/L
燐含有量	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	16未満	mg/L
沃素消費量	22	45	19	16	15	18	18	21	33	23	41	40	220未満	mg/L
カドミウム及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下	mg/L
シアン化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1以下	mg/L
有機燐化合物	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	mg/L
鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	mg/L
六価クロム化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2以下	mg/L
砒素及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下	mg/L

※基準値は、下水道法施行令及び東京都下水道条例による下水排除基準です。

2 排水測定結果 (2/2)

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

採取年月日 試験項目	放流水												基準値※	単位
	令和7年									令和8年				
	4月11日	5月9日	6月4日	7月4日	8月7日	9月3日	10月6日	11月7日	12月4日	1月7日	2月5日	3月2日		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	mg/L
アルキル水銀化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	mg/L
ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	<0.0005	－	0.003以下	mg/L
トリクロロエチレン	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	0.1以下	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	0.1以下	mg/L
ジクロロメタン	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	0.2以下	mg/L
四塩化炭素	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	0.02以下	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.004	－	<0.004	－	<0.004	－	<0.004	－	<0.004	－	<0.004	－	0.04以下	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	1以下	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	－	<0.04	－	<0.04	－	<0.04	－	<0.04	－	<0.04	－	0.4以下	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	－	3以下	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	0.06以下	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	－	0.02以下	mg/L
ベンゼン	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	0.1以下	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	<0.05	－	0.5以下	mg/L
シマジン	<0.003	－	<0.003	－	<0.003	－	<0.003	－	<0.003	－	<0.003	－	0.03以下	mg/L
チオベンカルブ	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	<0.02	－	0.2以下	mg/L
チウラム	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	<0.006	－	0.06以下	mg/L
セレン及びその化合物	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－	0.1以下	mg/L
ふっ素及びその化合物	0.55	0.58	0.41	0.48	0.46	0.50	0.92	0.47	0.46	0.70	0.59	0.41	15以下	mg/L
ほう素及びその化合物	0.24	0.20	0.20	0.27	0.26	0.26	0.28	0.17	0.19	0.22	0.05	0.20	230以下	mg/L

※基準値は、下水道法施行令及び東京都下水道条例による下水排除基準です。

3 焼却灰等測定結果

調査機関：富士産業株式会社

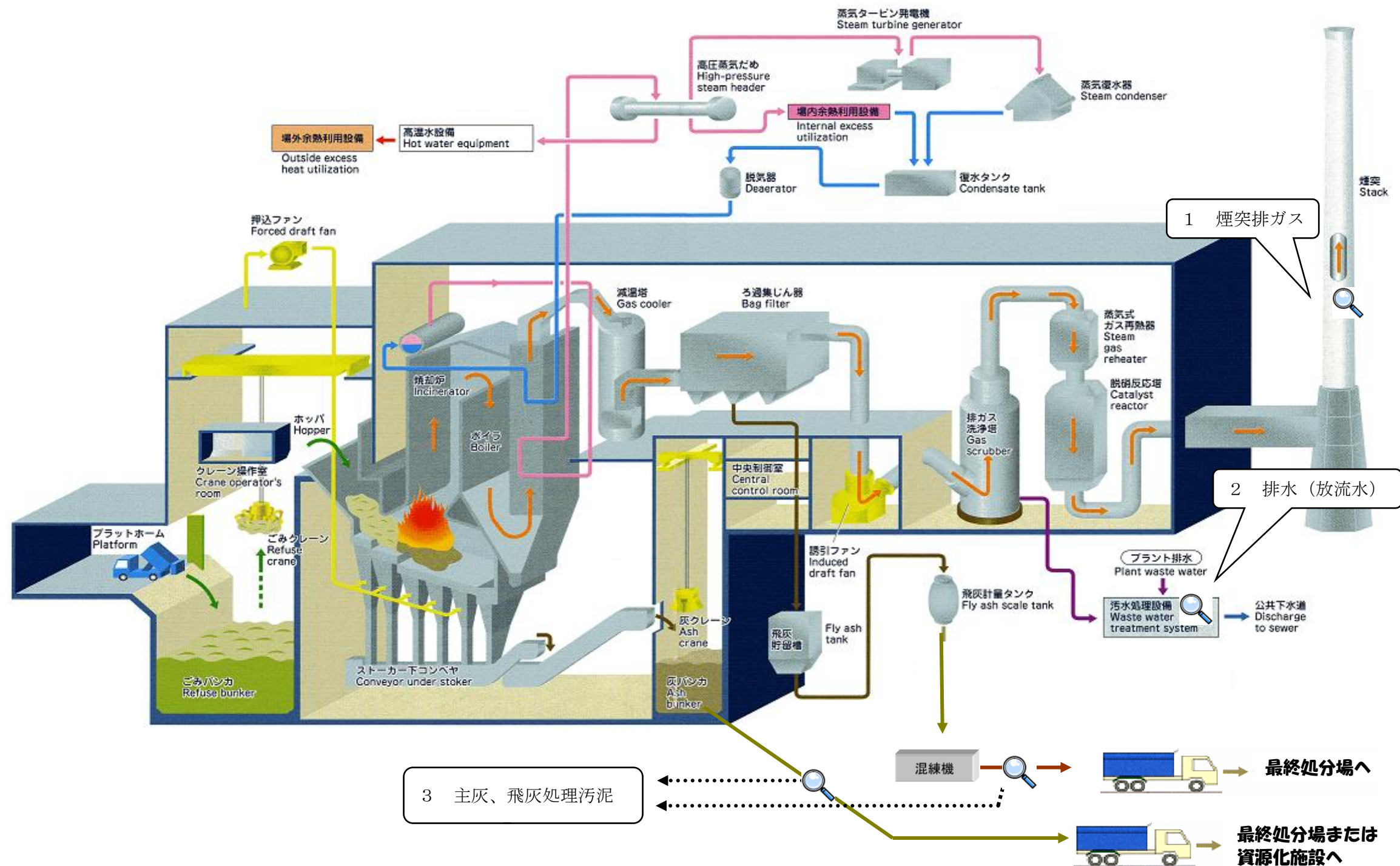
採取年月日 試験項目		主灰、飛灰処理汚泥												基準値	単位
		令和7年									令和8年				
		4月15日	5月20日	6月3日	7月1日	8月4日	9月1日	10月6日	11月5日	12月4日	1月5日	2月2日	3月4日		
熱しゃく減量※1		2.8	1.9	4.5	3.7	3.4	4.8	3.7	3.5	2.1	3.8	4.0	4.9	10以下	%
溶出試験 ※2	総水銀	<0.0005	－	－	－	<0.0005	－	－	－	0.0009	－	<0.0005	－	0.005以下	mg/L
	アルキル水銀	<0.0005	－	－	－	<0.0005	－	－	－	<0.0005	－	<0.0005	－	検出されないこと	mg/L
	鉛	<0.01	－	－	－	<0.01	－	－	－	<0.01	－	<0.01	－	0.3以下	mg/L
	カドミウム	<0.005	－	－	－	<0.005	－	－	－	<0.005	－	<0.005	－	0.09以下	mg/L
	六価クロム	<0.05	－	－	－	<0.05	－	－	－	<0.05	－	<0.05	－	1.5以下	mg/L
	砒素	<0.01	－	－	－	<0.01	－	－	－	<0.01	－	<0.01	－	0.3以下	mg/L
	セレン	<0.02	－	－	－	<0.02	－	－	－	<0.02	－	<0.02	－	0.3以下	mg/L
	1,4-ジオキサン	<0.05	－	－	－	<0.05	－	－	－	<0.05	－	<0.05	－	0.5以下	mg/L

※1 熱しゃく減量は主灰の測定結果です。基準値は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく維持管理の基準です。

※2 溶出試験は飛灰処理汚泥の測定結果です。基準値は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第5号）の基準です。

(参考) 測定項目及び測定箇所

大田清掃工場第一工場



※ この図は一般的なフローであり、実際の工場とは異なる場合があります。